

社会福祉法人豊島区社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成6年4月1日規程第11号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊島区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、別表第1のとおりとする。ただし、評議員及び役員に対して支給する報酬の各年度総額は、別表第2の金額を超えないものとする。

2 豊島区の常勤の職員及び事業団の常勤の職員については、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が職務により負担した費用については、実費を支給する。

2 役員等が職務により旅行したときは、旅費を支給する。

3 前項の旅費の種類及び額は、別表第3のとおりとする。

(支給方法等)

第4条

理事長及び常務理事の報酬は、月の1日から末日までの期間につき、月額報酬の全額を毎月25日に、原則として口座振込の方法により支給するものとするが、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。ただし、就職又は離職した場合の当月分の報酬はそれぞれ日割りをもって計算した額を支給する。

2 前項で定める役員以外の役員等の報酬は、月の1日から末日までの期間（以下「計算期間」という。）において、会議等に出席した日数に応じて算出した額を、計算期間が属する月の翌月の25日に、原則として口座振込の方法により支給するものとするが、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

3 役員等の費用弁償の支給方法は、事業団の職員の例による。

4 理事長は、非常災害、事務の輻輳、その他の理由により支給日に支給することができない場合は、別に支給日を定めることができる。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、評議員選任・解任委員は平成29年3月30日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

役 職	報 酬 額
理事長・常務理事	月額 480,000円以内で理事長が定める。
理 事	日額 9,000円
監 事	日額 30,000円 (ただし、公認会計士・税理士以外の監事にあつては、 9,000円。)
評議員会議長	日額 11,250円
評 議 員	日額 9,000円
評議員選任・解任委員会議長	日額 11,250円
評議員選任・解任委員	日額 9,000円

別表第2（第2条関係）

役 職	報 酬 総 額
評議員	735,000円
役 員	理事 5,940,000円 監事 504,000円 計6,444,000円

別表第3（第3条関係）

旅 費	交 通 費	日 当	宿 泊 費
	交通費実費	1日 3,000円	1泊 上限20,000円実費